

**令和7年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業
「保健に関する相談支援事業」業務委託企画提案募集要領**

本公募は、国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」の一環として実施する「保健に関する相談支援事業」の実施にあたり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託事業者を決定します。

1 事業名

沖縄こどもの貧困緊急対策事業「保健に関する相談支援事業」

2 委託業務の概要

別添沖縄こどもの貧困緊急対策事業「保健に関する相談支援事業」業務委託企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 見積限度額

22,981,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

【地方自治法施行令第167条の4第1項】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 過去5年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と各種子どもの居場所づくり支援業務または教育支援関係業務の契約実績を有する者であること。
- (4) 委託業務の実施にあたって、学校現場及び県担当と、随時、事業内容等について調整等を行える者であること。
- (5) 応募はコンソーシアムでも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② コンソーシアムの全ての構成員は、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ③ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - ④ コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (6) 沖縄県内に本社又は事業所を有する法人であること。コンソーシアムの場合は構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (7) 1提案者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき、提案は1件であること。
- (8) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

6 提案内容の要件

別添「保健に関する相談支援事業」業務委託企画提案仕様書のとおり

7 応募スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 企画提案公募及び質問受付開始 | 2月20日（木）※決裁後 |
| (2) 質問事項受付締切 | 2月27日（木）12時必着 |
| (3) 企画提案参加申込締切 | 3月4日（火）16時必着 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 3月6日（木）16時必着 |
| (5) 選定審査会 | 3月12日（木）予定 |
| (6) 審査結果通知（優先交渉事業者の通知） | 3月17日（月）以降 |
| (7) 見積書提出、委託契約締結 | 4月1日以降 |

※スケジュールは変更する場合がある。

8 応募方法等

- (1) 公募要領及び仕様書の配付
沖縄県ホームページ（公募・入札）からダウンロードすること。
- (2) 質問事項の受付
 - ① 受付期限：公募開始から令和7年2月27日（木）12時まで（必着）
 - ② 質問方法：「質問書」【様式2】に記入し、メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。（必ず受信確認を行うこと。）
 - ③ 回答方法：質問のあった事項については、随時、沖縄県こども家庭課のホームページに掲載する。最終回答は令和7年2月28日（金）17時までに行う予定。
- (3) 企画提案参加申込
 - ① 申込期限：令和7年3月4日（火）16時（必着）
 - ② 提出書類：「企画提案参加申込書」【様式3】及び「誓約書」【様式4】
※誓約書はコンソーシアムの場合は構成員ごとに作成すること。
 - ③ 提出方法：郵送、メール又はFAXにより提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出
 - ① 提出期限：令和7年3月6日（木）16時（必着）
※企画提案書の応募状況等により、書類審査を行うことがある。
 - ② 提出書類
ア「企画提案応募申請書」・・・・・・・・・・【様式5】
イ「企画提案書」・・・・・・・・・・【任意様式】
ウ「会社等概要」・・・・・・・・・・【様式6】
エ「業務実績」・・・・・・・・・・【様式7】
オ「経費見積書」・・・・・・・・・・【様式8】
カ「定款、規約等」
キ「その他、法人等の概要が分かる参考資料等」
ク「コンソーシアム協定書」（コンソーシアムの場合に限る）
 - ③ 提出部数
上記クの協定書は1部、その他については各10部（正本1部、副本9部）
 - ④ 提出方法
上記アからキまでの書類をA4長辺側に穴開けして一式にまとめること。
上記イの企画提案書は、左端を綴じA4長辺側を穴開け、適宜インデックス等を付けページ番号を付すこと。
※上記エの業務実績は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、著作権を有する者等に確認の上、提出すること。
 - ⑤ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）
- (5) 各書類の提出先
※下記「16 問い合わせ及び提出先」参照

9 委託事業者の選定方法

企画提案者が多数の場合は、選定審査会に先立ち沖縄県こども家庭課にて書類審査を行い、上位3者程度を選定する。

その後、企画提案選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行う。

なお、提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。

(1) 第一次審査（書類審査）

- ① 企画提案書の申請状況に応じて書類審査を行い、上位3者程度を選定する。
- ② 書類審査で選定された提案事業者に対しては、最終審査（プレゼンテーション審査）の日程を通知し、選定されなかった提案事業者に対しては、結果のみを文書で通知する。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

- ① 提出された企画提案書等に基づき説明を行うこと。（会場への入場は3名以内とする。）
- ② 各々の説明時間は30分間（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）を予定している。
- ③ プレゼンテーションは、令和7年3月12日（水）を予定しており、時間や場所等については後日通知する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染拡大防止措置の状況、その他参加申込状況等によっては、プレゼンテーション審査に代えて、最終審査を書類審査とする場合がある。

10 企画提案書の作成方法

企画提案書【任意様式】は、A4版25ページ以内とし、片面印刷とすること。

企画提案書には、別添企画提案仕様書の「5 業務の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

(1) 企画提案の概要に関すること

- ・現状の把握、支援対象、事業目的及び業務委託を実施する際のコンセプトについて

(2) 業務実施体制について

- ・配置人材、人数などの事務局体制
- ・責任、管理体制等

(3) 相談業務の手法・運営に関すること

- ・具体的手法について
- ・相談対応の連絡体制について
- ・こどもの居場所や関係機関等との連携・協働の方法について

(4) 学習会に関すること

- ・「こどもの居場所」や「高校の居場所」における学習会の具体的な内容について

(5) 研修に関すること

- ・年齢や性別の違う子どもに向けた具体的な研修内容について
- ・開催場所や回数などの実施手法について

(6) その他、男性講師を活用した性教育の実施体制及び子どもたちの性行動や必要とされる性教育についての啓発活動に関すること

(7) 業務実績について（過去に行った研修の内容等）

(8) 事業スケジュールについて

(9) 経費について

(10) その他

- ① 事業実施に必要とされるスキル及び経験や資格を有する人材を配置するにあたり、事業に従事する相談員に課す条件（経歴等）を明記すること。既に従事予定者のいる場合には、従事予定者の経歴についても明記すること。
- ② 本事業を統括し円滑な業務の推進及び全体の進捗管理や外部機関及び沖縄県との連携を行う者を設定し、その活動スキームを示すこと。
- ③ 令和8年及び令和9年度も同事業の実施を予定していることから、令和7年度から令和9年度の3か年分を含めて提案すること。（ただし、今回、委託事業者として決定しても、次年度以降も継続して契約することを保証するものではない。）

13 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返還しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、企画提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

14 結果の通知

選定結果は、全ての企画提案者に対して文書で通知する。

15 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続

- ① 委託事業者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で委託契約を締結するものとする。
- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

16 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）

沖縄県子ども未来部子ども家庭課

子ども未来班（担当：金子、奥平）

TEL：098-866-2174 FAX：098-868-2402

E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp